平成２３年（フ）第３７６号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田478番地23
債務者　宮本美佐子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７７号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田478番地23
債務者　宮本　貴浩
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８９号
徳島県徳島市八万町内浜73番地の２
債務者　山田　恭子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９４号
岩手県上閉伊郡大槌町安渡３丁目７番５号
債務者　佐々木二美子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字上山１番地48、旧住所盛岡市境田町３番31号
債務者　三上みち子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１号
盛岡市月が丘１丁目28番13号　三上アパート
債務者　川村　　靖
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割８番地１、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字高田第15地割63番地５　Ｇｒｅｅｎ　Ｇａｂｌｅｓ　Ｙａｈａｂａ２Ｃ号
債務者　一方井明典
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２００号
福島県いわき市自由ケ丘43番地の４　メゾントレド201
債務者　椎野　信一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１１３号
山口県岩国市由宇町7555番地３
債務者　村岡　　亨
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１６号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2150番地９棟32、住民票上の住所山口県熊毛郡田布施町大字麻郷2089番地１
債務者　岩本　達則
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１８号
山口県岩国市平田１丁目22番11号
債務者　大橋　　計
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３３号
山口県岩国市由宇町南沖３丁目６番６号　１階101号
債務者　堀田　芳和
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３４号
山口県岩国市由宇町南沖３丁目６番６号　１階101号
債務者　堀田由紀子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７５号
高知県四万十市具同5259番地
債務者　福島　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７７号
高知県宿毛市平田町戸内1535番地２、前住所兵庫県神戸市東灘区田中町２丁目16番21号ＮＥＳＴＹ本山202号
債務者　森原めぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７９号
高知県四万十市赤松町２番３号　鍋島アパート201
債務者　谷原　美枝
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第８０号
高知県四万十市渡川１丁目11番23号　横松荘10号
債務者　亀井　俊作
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
高知地方裁判所中村支部